港湾用語の基礎知識 61

国土交通省港湾局海岸・防災課主査　池口啓太

災害復旧事業

災害復旧事業とは

災害復旧事業とは、地震や台風など異常な天然現象による災害で被災した公共土木施設を原形に復旧することを目的として、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定め、災害の早期復旧を図るものであり、その定義は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に定められております。

なお、災害復旧事業は暦年毎に整理されることになっております。

原形復旧

災害復旧事業は原形復旧が原則です。ただし、元どおりの復旧が困難又は不適当な場合は、形状、材質、寸法、構造など質的な改良を実施することが可能な場合もあります。

地震によりせり出した岸壁において、法線を前出しして機能を回復した事例
（福岡県　博多港）

港湾における災害復旧事業

防波堤や岸壁などの港湾施設、堤防や護岸などの海岸保全施設といった港湾局所管施設が被災し、一定の要件を満たした場合は、災害復旧事業の対象となります。

冬期風浪により被災した防波堤
（青森県　むつ小川原港）

地震により被災した護岸
（熊本県　合津港海岸）

災害復旧事業の流れ

災害発生後、被災状況の全容を把握するため災害報告が取りまとめられます。その後、地方公共団体が復旧を行う場合は、当該地方公共団体からの申請に基づき、国土交通省の査定官と財務省の立会官が現地に赴いて復旧方法や事業費を調査します。これを「災害査定」といいます。

災害査定が終了した後、地方公共団体において本格的な復旧にとりかかります。速やかな復旧を図るため、国から国庫負担金が交付されます。

なお、国が災害復旧事業を行う場合もあります。

災害復旧事業の実施フロー（概略）（補助災の場合）

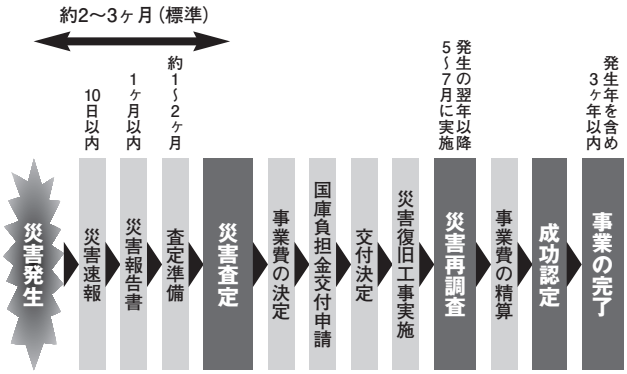

平成28年災 港湾関係災害復旧事業箇所

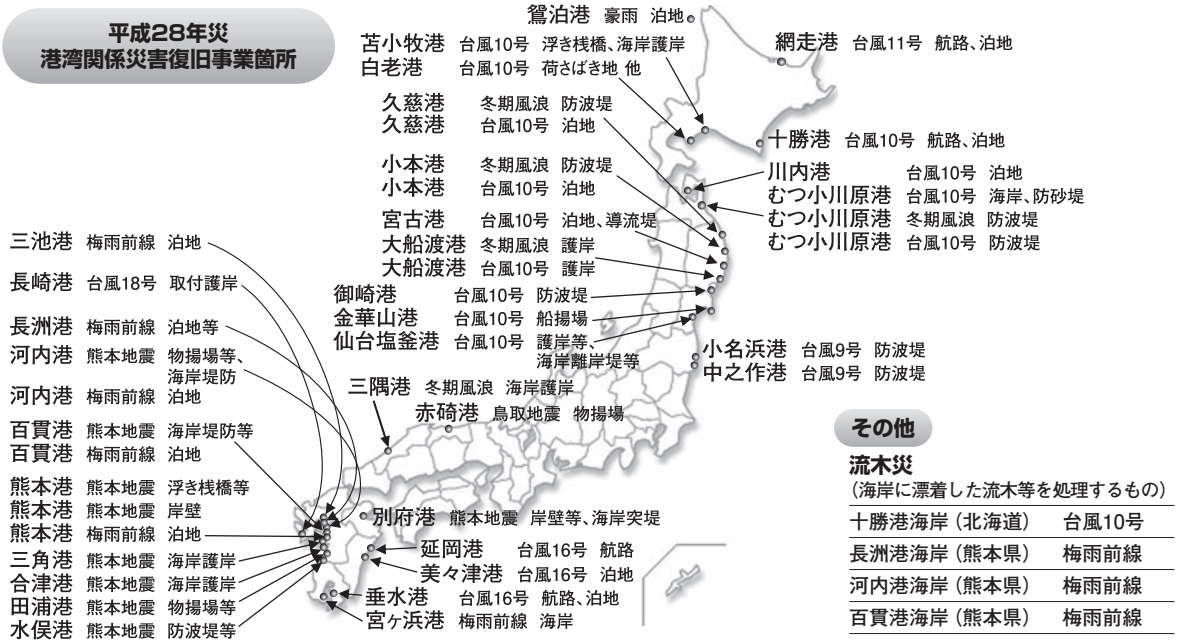

その他

流木災
（海岸に漂着した流木等を処理するもの）

十勝港海岸（北海道）	台風10号
長洲港海岸（熊本県）	梅雨前線
河内港海岸（熊本県）	梅雨前線
百貫港海岸（熊本県）	梅雨前線